

～5月は「税収確保強化月間」として滞納処分を強化しています～ もしあなたが市税を滞納してしまうと

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療、教育、ごみ処理、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

市税を滞納することは、納期内に納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納税がなく納税相談もない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。5月は「税収確保強化月間」として滞納処分をより強化します。

納税・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

◎納税は国民の義務です（日本国憲法第30条）

大多数の人は納期内に納付してくださっていますが、支払能力があるにも関わらず遊興費・借金や住宅ローンの返済などを優先し、納税しただけでない滞納者に対しては、預貯金・給与・年金・生命保険・不動産などの差押えを執行し、強制的に徴収しています。

◎納税は納期内納付が原則です

納期限日を経過し、督促状発送日から10日を経過したときは、「滞納者の財産を差し押さえなければなら

ない」と明記されています（地方税法の規定による）。その後、催告書などに対しても納税および連絡がない場合は、滞納者の財産調査をし（国税徴収法第141条）、財産の差押えを執行します。

なお、市税滞納に関する財産調査については、個人情報保護法には一切抵触しません。

●滞納処分の差押件数・換価状況 (平成25・26年度) 2月末現在での比較

区分	25年度	26年度
預貯金	849	902
給与・年金	27	37
生命保険	38	37
国税還付金	41	54
売掛金・賃料ほか	5	13
不動産	47	71
計	1,007	1,114
換価による税収	37,411,017円	44,820,321円

◎「タイヤロック（車輪止め）」を導入して自動車などの差押えを実施します

差し押さえた自動車（二輪車含む）を運行・使用させないための措置として、自動車のタイヤ部分に装着して運行不能状態にし、レッカー移動します。それでも納税していただけない場合はインターネット公売などで売却します。

なお、自動車差押えに要した経費についても、滞納者本人の負担となります。

◎不動産差押えを強化しています

住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人は、積極的に不動産（土地・建物）差押えを執行しています。



◎給与差押えを強化しています

給与収入などの納税できる支払能力があるにもかかわらず、遊興費や住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に給与差押えを執行しています。

市税を滞納してしまい、市が勤務先に給与照会することにより、結果的に市税の滞納の事実が勤務先に知られることとなります。給与差押え

については、完納になるまで毎月取立をします。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
6月1日(月)、30日(火)	午後8時まで	困収納課
7月31日(金)		
8月31日(月)		

●日曜納税相談窓口

5月の「税収確保強化月間」には日曜納税相談窓口を開設します。

開設日	時間	場所
5月24日(日)	午前9時～正午	困収納課

問合せ▶困収納課収納整理係（☎内線1084）